

特別高圧電力料金高騰対策 支援金(第4期)のご案内

支援対象者

三重県内に本社又は事業所等を有し、次のいずれかに該当する事業者です。

- ① 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する中小企業者等
- ② 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する商業施設等に入居する中小企業者等

※『中小企業者等』とは、中小企業基本法第2条に定める「中小企業者」と「小規模企業者」を指します。

※『商業施設等』とは、ショッピングセンター等の商業施設、オフィスビル、工場、その他施設で、店舗やその他事業所が入居する施設を指します。

※みなし大企業の場合は補助対象になりません。

ただし、みなし大企業については、支援対象者にならない場合があります。
詳細については、特設ホームページからご確認ください。

支援対象期間・支援額

対象期間

令和7年7月分(8月検針分)から令和7年9月分(10月検針分)
までの電力使用量

支援額

上記使用量に対して、**1円/kWh**を乗じた金額とします。

申請期間

令和7年**10月10日(金)**～令和7年**11月28日(金)** 消印有効

受給資格や特別高圧電力使用量を確認した後、支援金を給付します。

※予算額の上限に達した場合には、支援金の募集を打ち切る場合があります。

WEBによる申請

- ①「三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金」特設ホームページ内の「WEBでの申請はこちら」から申請フォームを開く

<https://jimukyoku-site.jp/mie-shienkin-tokkou>



- ②必要書類の様式(エクセル/PDF)をダウンロードし、必要事項を入力
- ③申請フォームに必要事項を入力
- ④用意した必要書類をデータ化(PDF又はJPEG)し、申請フォームに添付
- ⑤全ての項目を入力し終えたら、「確認」ボタンから入力内容を確認の上、「申請」ボタンを押下

郵送による申請

- ①「三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金」特設ホームページ内「郵送での申請はこちら」の「各種様式」欄から必要書類をダウンロード

<https://jimukyoku-site.jp/mie-shienkin-tokkou>



- ②各種様式に必要事項を記載の上、その他必要書類を用意
- ③支援金センターまで1部郵送

【申請書類の郵送先】

三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2丁目9-3 伏見第一ビル3F

※簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。

支援金交付の申請手順

1

交付申請書一式を提出

2

審査結果・支援金の
確定額の通知

3

支援金の交付

支援金に関する
お問い合わせ先

三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター(業務委託先:株式会社エイチ・アイ・エス)

☎0120-276-033

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2丁目9-3 伏見第一ビル3階